

●香川県告示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島南側地先

イ 点の位置

基点A 福島神社

” B 多度津町小島西端

” C 西港町矢板防波堤基部

” D 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

” E 多度津町見立白方唐戸

” F 多度津町亀笠島高頂

” G 詫間港水出埋立地護岸北西角

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

” ロ BからA見通し線とCからG見通し線との交差点

” ハ CからG見通し線とEからF見通し線との交差点

” ニ EからF見通し線とCからD見通し線との交差点

” ホ BからA見通し線上口からAへ300メートルのところ

” ヘ FからE見通し線上ハからEへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イホ、ホヘ、ヘニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第2号（あわび）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

- ” B 瀬居島北東端
- ” C 相模坊下4号防砂堤突端
- ” D 瀬居島南端
- 点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ
- ” ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ
- ” ハ CからD見通し線上Cから250メートルのところ
- ” ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町、青梅町、高屋町、神谷町

- 2 免許予定日 平成25年4月1日
- 3 免許の存続期間 平成25年4月1日から同年12月31日まで
- 4 免許申請期間 平成25年2月26日8時30分から同月27日17時まで